

返戻金制度

職業紹介が成功し、雇用事業主が採用した就職者が、入社日から3ヶ月以内に、就職者の自己都合により離職、過失等による懲戒解雇となった場合（事業主都合による解雇以外の事由により離職した場合は除く）は、次のとおり紹介料金（成功報酬）を返還する。

- ・ 1ヶ月以内の場合、紹介料金の 50%を返還
- ・ 3ヶ月以内の場合、紹介料金の 20%を返還

許可番号	21-ユ-020007
事業所の名称	株式会社ユニテックキャリアサポート
事業所の所在地	岐阜県大垣市東町1丁目3番地